

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
57	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	健康増進法に基づく健康増進事業として、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、健康診査及びがん検診に関する事務を行う。 特定個人情報は、各種検診(健診)の受診記録等の管理に使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム
②システムの機能	1 検診(健診)受診記録管理機能 各種検診(健診)の受診情報を記録する 2 検診(健診)受診記録照会機能 各種検診(健診)の受診結果を照会する 3 集計・統計機能 各種検診(健診)種別ごとや医療機関別の集計、国への報告書を作成する
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 等 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報照会機能 ・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5 情報提供機能 ・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、保健所・保健センター業務情報システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
検診(健診)受診記録データファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第111項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<< 情報提供の根拠 >> ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 139の項 << 情報照会の根拠 >> ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 139の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	
-	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名					
検診(健診)受診記録データファイル					
2. 基本情報					
①ファイルの種類 ※		[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象となる本人の範囲 ※		健康増進法に基づく各種検診(健診)の受診者			
	その必要性	健康増進法に基づく事業実施に当たり、受診記録の適正な管理を目的とし、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。			
④記録される項目		[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上			
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()			
	その妥当性	○ 個人番号対応符号、4情報、その他住民票関係情報 検診(健診)対象者を正確に把握するために保有する。 ○ 連絡先 がん検診等の受診者に対し、受診後の事後フォローを行うために保有する。 ○ 健康・医療関係情報 正確な健康増進事業の実施のために保有する。			
	全ての記録項目	別添1を参照。			
⑤保有開始日		令和4年6月1日			
⑥事務担当部署		健康づくり課			

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		各種検診(健診)受診情報の適正な管理のため
④使用の主体	使用部署	健康づくり課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		保健所・保健センター業務情報システムへ記録することにより、個人の各種検診(健診)受診情報の管理を行う
	情報の突合	個人を正確に特定するため個人番号対応符号を利用する。
⑥使用開始日		令和4年6月1日

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。

- ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。
- ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
- ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【検診(健診)受診記録データファイル】

《歯周疾患検診》

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 受診種別 12 歯の状態 13 歯周検査(CPITN) 14 判定 15 問診 16 検査情報

《肝炎ウイルス検診》

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 C型肝炎結果 12 B型肝炎結果

《健康診査》

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 受診日 9 医療機関 10 電話番号 11 総合判定 12 疾病分類 13 受診者番号 14 問診 15 身長 16 体重 17 BMI 18 ウエスト周囲径 19 血圧 20 既往歴 21 現病歴 22 自覚症状 23 他覚症状 24 尿蛋白 25 尿糖 26 尿潜血 27 総蛋白 28 HDLコレステロール 29 LDLコレステロール 30 中性脂肪 31 血清クレアチニン 32 eGFR 33 尿酸 34 AST(GOT) 35 ALT(GPT) 36 γ -GTP 37 血糖 38 ヘモグロビンA1c 39 ヘマトクリット値 40 血色素量 41 赤血球数 42 白血球数 43 血小板 44 心電図検査結果 45 眼底検査結果 46 訪問診査

《がん検診》

①胃がん検診

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 一次検診総合判定 12 受診区分 13 バリウム検診結果 14 胃内視鏡検診結果 15 判定(内視鏡) 16 生検の有無 17 精密検査結果

②肺がん検診

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 一次検診総合判定 12 X線判定 13 喀痰判定 14 CR処理 15 健診と同時実施の有無 16 医師の判定 17 X線判定(読影) 18 禁煙希望 19 喫煙歴 20 精密検査結果

③大腸がん検診

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 一次検診総合判定 12 1回目便潜血判定 13 2回目便潜血判定 14 精密検査結果

④乳がん検診

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 受診種別 12 一次検診総合判定 13 検査方法 14 受診区分 15 クーポン券 16 カテゴリー 17 精密検査結果

⑤子宮がん検診

1 宛名番号 2 氏名 3 氏名カナ 4 住所 5 生年月日 6 年齢 7 性別 8 電話番号 9 受診日 10 医療機関 11 受診種別 12 一次検診総合判定 13 検査方法 14 受診区分 15 ベセスダシステム 16 クーポン券 17 精密検査結果

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
検診(健診)受診記録データファイル		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 各種検診(健診)を実施する医療機関において、本人確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにする。 2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 各種検診(健診)に必要な情報以外は管理しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、事務に必要なない個人情報は連携及び管理できないため、特定個人情報の取得及び紐付けをすることができない。また、情報照会権限を有しない他部署から、こちらの特定個人情報ファイルにもアクセス及び紐付けすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ログインやスクリーンセーバーの解除の際に生体認証を行う。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限をしている。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。 ・有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	
その他の措置の内容	・権限を有している職員の異動、退職により不要になったIDを削除する ・離席時にはログオフすることを徹底する	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末から離れる時は初期画面に戻す。
- ・端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。
- ・個人情報の画面のハードコピー及び打ち出した本人確認情報は、事務処理に必要最低限の範囲で行うものとし、確実に機密文書として破棄する。
- ・電子記録媒体の利用の際は、媒体管理簿で管理する。
- ・電子記録媒体を持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータを暗号化、パスワードによる保護をする。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。			

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。 <物理的な対策> ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。 <技術的な対策> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-21-7344
②対応方法	・問い合わせの内容について記録を残す ・内容によっては事実確認を行うために、折り返しや文書で対応する

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 番号法の利用	番号法第9条第1項 別表第1の第76項	番号法第9条第1項 別表の第111項	事後	番号法別表の改正に伴う変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月16日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報提供の根拠》 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条 《情報照会の根拠》 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条	《情報提供の根拠》 ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 （番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠） 139の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条 《情報照会の根拠》 ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 （番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠） 139の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条	事後	番号法別表の改正に伴う変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月16日	IV 関連情報 2. 特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-8430	〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-21-7344	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない